

# 発行概要書

## (証券情報)

令和6年4月9日現在

# 30年第19回地方公共団体金融機構債券

— 発行者 —



地方公共団体金融機構  
Japan Finance Organization for Municipalities

- 野村證券株式会社
- S M B C 日興証券株式会社
- 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社

1. 本「地方公共団体金融機構債券発行概要書 証券情報」（以下「本証券情報概要書」といいます。）において記載する 30 年第 19 回地方公共団体金融機構債券額面総額 200 億円（以下「本債券」といいます。）は、地方公共団体金融機構法（平成 19 年法律第 64 号。以下「機構法」といいます。）第 40 条第 1 項に基づき、地方公共団体金融機構（以下「機構」といいます。）が発行する債券です。
2. 本債券は、政府保証の付されていない公募債券です。
3. 本債券の発行者である機構の詳細について記載し、本証券情報概要書と同時に投資家に交付された別冊「地方公共団体金融機構債券発行概要書 発行者情報 令和 4 年度」及び別冊「地方公共団体金融機構債券発行概要書 発行者情報 令和 5 年中間事業年度」（以下併せて「発行者情報概要書」といいます。）は、本証券情報概要書と一体をなし、機構の経理の状況、その他事業の内容に関する重要な事項及びその他の公益又は投資者保護のため必要かつ適当な事項をそれぞれ令和 5 年 6 月 30 日時点及び同年 9 月 30 日時点の情報に基づき記載しています。本債券への投資判断にあたっては、発行者情報概要書も併せてご覧ください。
4. 本債券については、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）第 3 条により同法第 2 章の規定が適用されず、したがって、その募集について同法第 4 条第 1 項の規定による届出は行われておらず、本証券情報概要書及び発行者情報概要書は、金融商品取引法に基づく法定開示書類ではありません。
5. 発行者情報概要書には機構の財務諸表を記載していますが、これは機構法及び地方公共団体金融機構の財務及び会計に関する省令（平成 20 年総務省令第 87 号）に依拠して作成したもので、該財務諸表は、機構法第 37 条第 1 項に基づき、監事の監査のほか、会計監査人の監査を受けておりませんが、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項に規定される監査証明は受けていません。

#### 本証券情報概要書に関する連絡場所

東京都千代田区日比谷公園 1 番 3 号  
電話番号 03-3539-2696  
地方公共団体金融機構 資金部 資金課

## 目 次

第1	募集要項	.....	2
1.	新規発行債券	.....	2
2.	債券の引受け及び債券発行事務の委託	.....	8
3.	新規発行による手取金の使途	.....	8
第2	発行者情報概要書の補完情報	.....	9
1.	発行者情報概要書の補完情報	.....	9









摘要	<p>(3) 法令により、本債券の償還期日前に機構が解散することが決定され、かつ、本債券の債務が継承されないことが明らかとなったとき。</p> <p>(4) 機構に倒産処理手続きに係わる法律が適用され、当該法律に基づき、機構に対して倒産処理手続き又はそれに類した手続きが開始されたとき。</p>
	<p>5. 公告の方法</p> <p>機構又は受託会社は、本債券に関し、本債券の債権者に通知すべき事項がある場合は、法令又は委託契約に別段の定めがあるときを除き、官報並びに東京都及び大阪市で発行される各1種以上の新聞紙にこれを掲載することにより、これを公告する。ただし、受託会社が、本債券の債権者のために必要でないと認めた場合は、官報又は新聞紙への掲載を省略することができる。</p>
	<p>6. 債券原簿の公示</p> <p>機構は、その本店に本債券の債券原簿を備え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。</p>
	<p>7. 本債券の発行要項及び委託契約の公示</p> <p>本債券の発行要項及び委託契約の謄本は機構及び受託会社の各本店で、その営業時間中、一般の閲覧に供する。</p>
	<p>8. 本債券の発行要項の変更</p> <p>(1) 機構は、本債券の債権者に不利益を与えない事項については、受託会社と協議のうえ、本債券の発行要項を変更することができる。</p> <p>(2) 前号に基づき本債券の発行要項が変更されたときは、機構はその内容を公告する。ただし、機構と受託会社が協議のうえ不要と認めた場合は、この限りではない。</p>
	<p>9. 本債券の債権者集会</p> <p>(1) 本債券の債権者集会(以下「債権者集会」という。)は、本債券の全部についてその支払の猶予その他本債券の債権者の利害に関する事項について決議をすることができる。</p> <p>(2) 債権者集会は、東京都において行う。</p> <p>(3) 債権者集会は、機構又は受託会社がこれを招集するものとし、債権者集会の日の3週間前までに、債権者集会を招集する旨及び債権者集会の目的である事項その他必要な事項を公告する。</p> <p>(4) 本債券総額(償還済みの額を除く。また、機構が有する本債券の金額はこれに算入しない。)の10分の1以上に当たる本債券を有する債権者は、債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を受託会社に提出して、債権者集会の招集を請求することができる。</p> <p>(5) 本債券の債権者は、債権者集会において、その有する本債券の金額(償還済みの額を除く。)に応じて、議決権を有する。</p>

摘要	<p>(6) 前号の規定にかかわらず、機構は、その有する本債券については、議決権を有しない。</p> <p>(7) 債権者集会において決議をする事項を可決するには、議決権者(議決権を行使することができる本債券の債権者をいう。以下同じ。)の議決権の総額の5分の1以上で、かつ、出席した議決権者の議決権の総額の3分の2以上の議決権を有する者の同意がなければならない。</p> <p>(8) 前号の場合においては、以下のいずれかに該当する決議をすることはできないものとし、これらに該当する決議がなされた場合、かかる決議は効力を有しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①債権者集会の招集の手続き又はその決議の方法が法令又は本債券の発行要項の定めに違反するとき</li> <li>②決議が不正の方法によって成立するに至ったとき</li> <li>③決議が著しく不公正であるとき</li> <li>④決議が本債券の債権者の一般の利益に反するとき</li> </ul> <p>(9) 本債券の債権者は、代理人によってその議決権を行使することができる。本人又はその代理人が当該集会に出席しない本債券の債権者は、受託会社が定めるところにしたがい、書面によって議決権を行使することができる。書面によって行使した議決権の額は、出席した議決権者の議決権の額に算入する。機構は、その代表者若しくは代理人を当該集会に出席させ、又は書面によって意見を述べることができる。</p> <p>(10) 債権者集会の決議は、本債券を有する全ての債権者に対してその効力を有するものとし、その執行は受託会社があたるものとする。</p> <p>(11) 本項に定めるほか、債権者集会に関する手続きは機構と受託会社とが協議して定め、本「摘要」欄第5項に定める方法により公告する。</p> <p>(12) 本項の手続きに要する合理的な費用は機構の負担とする。</p>
----	--

## 2. 債券の引受け及び債券発行事務の委託

	引受人の氏名又は名称	住 所	引受金額	引受けの条件
債券の引受け	野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目 13 番 1 号	百万円 8,000	1. 引受人は本債券の全額につき共同して引受並びに募集の取扱を行い、応募額がその全額に達しない場合はその残額を引受ける。 2. 引受手数料は総額 9,500 万円(そのうち幹事手数料については額面 100 円につき金 5 銭、引受責任料については額面 100 円につき金 5 銭、販売手数料については額面 100 円につき金 37.5 銭)とする。
	SMB C 日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目 3 番 1 号	6,000	
	三菱UFJ モルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目 9 番 2 号	6,000	
計		—	20,000	
債券発行事務の委託	受託会社の名称	住 所		
	株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町一丁目 5 番 5 号		

## 3. 新規発行による手取金の使途

### (1) 新規発行による手取金の額

払込金額の総額	発行諸費用の概算額	差引手取概算額
20,000 百万円	110 百万円	19,890 百万円

### (2) 手取金の使途

上記の差引手取概算額 19,890 百万円については、機構法第 28 条に定める業務を行うために必要な資金及び機構法第 38 条に定める債券等の借換え資金等に充当される予定ですが、個別の充当時期及び金額については、その時々の貸付時期や機構内の資金状況によるため、特定できません。

## 第2 発行者情報概要書の補完情報

### 1. 発行者情報概要書の補完情報

発行者情報概要書に記載された内容について、発行者情報概要書の作成日以降現在(令和6年4月9日)までの間において生じた公表すべき事項を更新して記載しています。

(イ) 役員の状況について（発行者情報概要書 第4 2関連）

(1) 役員の任命及び任期について

副理事長

令和5年10月1日 加藤 純一（再任）

任期：令和5年10月1日～令和8年9月30日

(2) 理事の異動について

理事について下記のとおり異動がありました。

令和6年3月31日 岡本 登 退任

(ロ) 国庫帰属について

令和5年度に地方交付税の総額確保のために予定していた地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金（0.1兆円）の国への帰属については、活用時期を見直し、地方の財源として後年度に活用することとなりました。

